

新型コロナウイルスに関する対策について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
弊社は新型コロナウイルス感染・拡散防止のため、以下の対策に対し積極的に取り組んでおります。
そのため、今後の対応状況によりましては、通常よりお手続きの完了までに時間を要する場合がございます。
大変ご迷惑をおかけしますが、お客さまおよび弊社職員の安全確保を最優先に考えての対応でございますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
弊社も各方面からの情報等を注視しながら、今後の対策を講じてまいります。
皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお願い申し上げます。

〈弊社職員に対する対応〉

- ・ 出勤前の検温実施、体調不良時は休暇取得を推奨
- ・ 社員や事務所オフィスの衛生面強化（定期的な事務所の換気、手洗い、うがい、アルコール消毒等）
- ・ 時差出勤の推進
- ・ 社内会議等の短縮
- ・ お客さま向け社外イベントの開催および不急のイベントへの参加自粛
- ・ お客さま訪問前の、訪問可否の意向の確認を徹底（面談時のマスク着用、咳エチケットの徹底）

東京海上日動、東京海上日動あんしん生命の特別措置につきましては下記をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、影響を受けられたご契約者の方々に対して、下記の特別措置を実施させていただくことになりました。つきましては、これらの措置をご希望の方は、弊社、株式会社サンワ商会へお問合せ(078-805-0136)お申し出ください。

東京海上日動 損害保険のご契約者への特別措置について

1. 契約の更新手続きについて

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、下記記載の特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までに満期日が到来するご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までに手続きをおとり下されば、契約が更新されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込について

火災保険、自動車保険（自賠責を除く）、新種保険（傷害保険等）、超ビジネス保険、船舶保険、貨物保険、超保険契約の各補償に関しまして、別紙記載の特別措置の開始日から6ヵ月後の末日までにお支払い頂くべき特別措置の開始日前に締結された新規契約・更新契約・契約内容変更に係る保険料、および、特別措置の開始日後に締結された更新契約に係る保険料につきましては、特別措置の開始日から6ヵ月後の末日を限度にその払込を延期することができます。（各種積立保険に関しましても同様のお取り扱いとさせていただきます。）

3. 積立保険等固有の特例について

積立保険の契約者貸付・解約について

各種積立保険、損保年金に関しましては、契約者貸付制度の適用利率、ご契約を解約または一部解約される場合の解約返れい金の計算について、特例措置を設けております。

4. 特別措置の対象地域等

〈契約の更新手続き、保険料の払込の猶予〉については、下記のとおりです。

対象地域	特別措置の 開始日	更新手続き猶予 (特別措置の開始日から 2ヵ月後の末日)	保険料支払猶予 (特別措置の開始日から 2ヵ月後の末日)
地域の限定は行いません	令和2年3月13日	令和2年9月末日まで	令和2年9月末日まで

〈積立保険等固有の特例〉

対象地域	特別措置の対象期間
地域の限定は行いません	令和2年3月18日～9月末日まで受付分

東京海上日動あんしん生命 生命保険のご契約者への特別措置について

1. 特別措置の概要

(1) 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、生活の制約、事業の資金繰りなど影響を受けられたご契約者（個人および法人）

(2) 対象契約：お申し出時点において有効な契約

(3) 措置の内容

a. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出があった場合において、特別措置の開始日から最長6ヵ月後の末日（2020年9月末日）までの範囲で、保険料の払込猶予期間を延長いたします。

※新型コロナウイルス感染症の罹患日等に関わらず2020年9月末日までとなります。

b. 契約者貸付（契約者貸付金利率0%を令和2年9月30日まで取り扱いをしております）

お申し出のあったものについては、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

c. 保険金・給付金の支払い

・新型コロナウイルス感染症によりご入院・ご通院された場合は、当社所定の書類（入院等事情申告書）と医療機関発行の領収書等をご提出いただくことでお手続きをいたします。

・お手元に領収書等がないときは保険金請求受付専用ダイヤルにご相談ください。

・通院給付金のご請求の場合は領収書等のご提出は不要です。

(4) 特別措置の開始日

2020年3月13日（金）

措置の内容	お問合せ先	受付時間
a. 保険料払込猶予期間の延長 b. 契約者貸付	■カスタマーセンター ※証券番号が「イ」や「オ」等のかかけで始まるご契約 0120-560-834	平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)
	■変額保険テレホンサービス ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-652-104	平日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)
c. 保険金・給付金の支払い	■保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「オ」等のかかけで始まるご契約 0120-536-338	平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)
	■（変額保険）保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-765-322	平日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

モバイルエージェント ご案内

今ご加入頂いている保険の情報や、万が一の事故・災害に大変お役に立つ携帯アプリ「モバイルエージェント」の登録をオススメしております。（登録の推進にあたり、弊社担当者よりご案内をさせていただきますので、この機会に是非登録をお願い申し上げます。）

皆様が、1日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますよう心よりお祈り申し上げます。

モバイルエージェント



- 他社の契約含め 保険証券の一元管理
- 代理店さんの連絡先登録 2ステップで電話
- 安否情報を代理店さんへ共有
- ネットで入れる保険へのアクセス
- 防災・リアルタイム災害情報のPUSH配信
- 安全運転ナビご家族支援サービスへの簡単アクセス
- カメラ機能を使った証券情報の自動読み取り
- 各種問合せ先の確認
- GPSを活用した事故報告ロードアウト手配
- GPSにより事故場所をTNetへ連携
- 事故情報をメモ
- 事故・被害状況の写真撮影・共有

契約者さま専用ページ（マイページ）



マイページ 自動ログイン機能

アプリをマイページの入り口として使うことでかなり便利に！

モバイルエージェント



登録用 QR コード

- 契約内容確認
- 住所変更手続き
- クレジットカード情報の登録・変更
- 自動車保険変更手続き受付
- Web証券閲覧
- 生保各種変更手続き（契約など）
- Web更新案内確認
- 口振結果確認（損保）
- 事故進捗確認 スマート経過チェック
- 控除証明書再発行
- パーソナライズ動画の視聴
- 各種事故報告